

## 農地法第3条許可事務に係る標準処理期間について

行政手続法第6条において、行政庁は、申請に対する処分をするまでの標準処理期間を定めるよう努めることとされている。

瑞浪市農業委員会では、農地法第3条第1項許可事務に係る標準処理期間について、次のとおり設定する。

- 1 . 農地法第3条第1項許可事務に係る標準処理期間      30日